

「成年後見制度」「遺言」「家族信託」 城南信用金庫がお勧めする3つの安心

城南信用金庫 顧問

一般社団法人 しんきん成年後見サポート 理事長 吉原毅

「任意後見制度」「家族信託」「遺言書」 ～当金庫が高齢のお客様へお薦めする3点セット～

それぞれの特徴

	(1) 任意後見制度	(2) 家族信託	(3) 遺言書
特徴	本人の為の財産管理 身上監護 (生前)	家族の為の財産管理 (生前)	家族がもめない為 (死後)
できる事	法的な代理権あり	家族が金銭面で困らない様に自由な設計ができる	相続の争いを防止できる
できない事	家族の為に金銭を使えない 介護はできない	法的な代理権がない 相続税対策	—

注意 全てお元気なうちに準備しておく必要があります

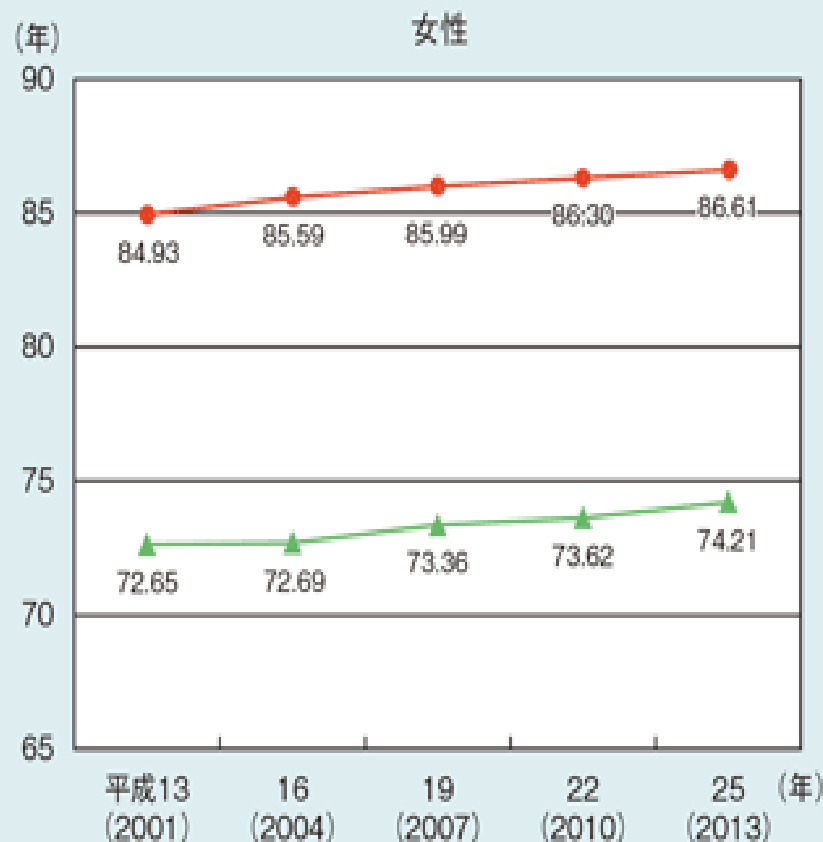
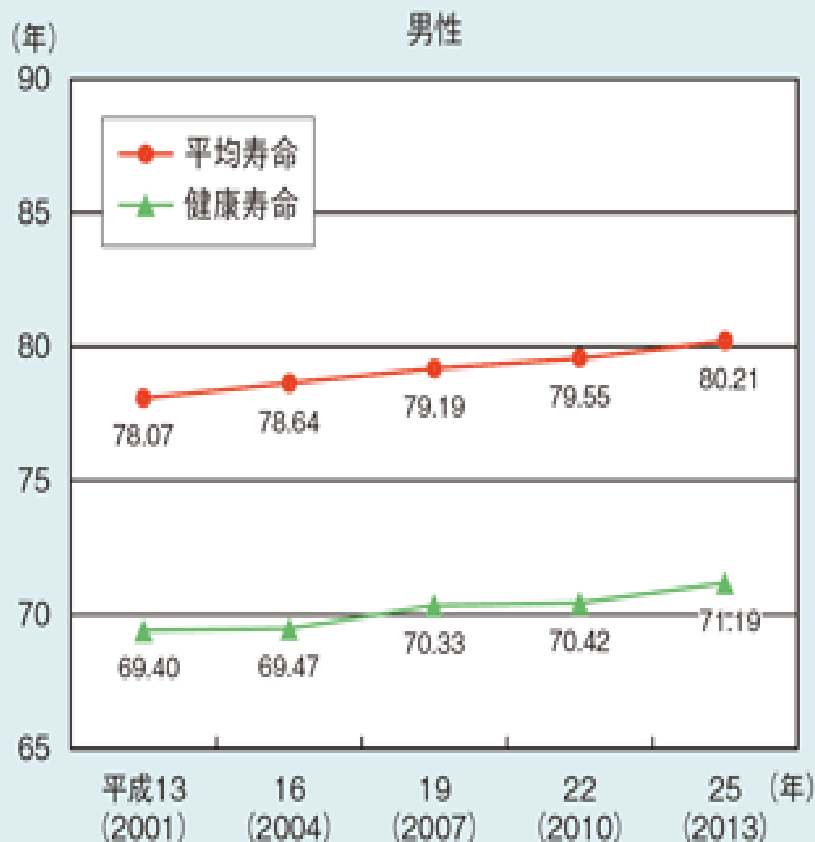
(1) 後見制度

平均寿命と健康寿命

男性 平均寿命 80.21歳

健康寿命 71.19歳

この差は約9年間



認知症についてご存知ですか？

(1) 後見制度

認知症は、他人事ではありません！

認知症

• 約462万人
(15%)

MCI
(正常と認知症
の中間)

• 約400万人
(13%)

認知症でも
MCIでもない

• 約2,217万
人(72%)

65歳以上人口 3,079万人の内訳

65歳以上の
7人に1人の割合



2025年には
700万人に？
65歳以上の
5人に1人の割合

(2015年厚生労働省公表値より)

私達全員に共通した心配事です。



(1) 後見制度

認知症になってしまうと、



- 預金が自由に払戻しできなくなる
- 契約などの法律行為ができなくなる
- 不動産などの資産が自由に処分できない

ご本人、そして、ご家族などの周囲にいる方が困ってしまいます。



何も対策していなかったの？



(1) 後見制度

成年後見制度の利用を検討しませんか？

**成年後見制度とは、
本人を法律的に支援する制度**

<役割>

本人の意思を尊重して

- ① 財産管理を行う
(本人に代わって預金を払い戻す)
- ② 介護施設や、病院などとの契約を行う
- ③ 身上監護を行う

※但し、不動産を処分する事や借入をする事には家庭裁判所へのお伺いが必要となります



(1) 後見制度

法定後見制度と任意後見制度

認知症になってから⇒『法定後見制度』

- 自分の知らない人(弁護士など)が後見人になってしまう
- 本人の希望に添えない財産管理が行われてしまう

認知症になる前⇒『任意後見制度』

- 自分の信頼できるご家族などを選ぶことができる
- 本人の希望に添った財産管理が行える



＜しんきん成年後見サポートでは、こんな事ができます＞

- * 任意後見手続きのお手伝いをします
- * 当法人との複数後見もお勧めです
- * 後見事務をお手伝いすることもできます
- * 法定後見の手続もお手伝いします

(2) 家族信託

ご年齢に伴う悩み事解決手段



<生前の財産管理>

<相続後の資産承継>

① 委任契約

② 成年後見

③ 遺言

④ 数次相続

- ① 健康が不安になってきたら、委任契約という手段があります。
- ② 後見制度は、任意後見制度がお勧めです。
- ③ 残されたご家族のために、遺言を残しませんか。
- ④ 将来的な、2次3次の財産の承継を決めることも考えませんか

家族信託

『家族信託』で全て解決しませんか？

(2) 家族信託

家族信託のイメージ

① 委託者



息子よ！
私の財産をお前に託す。



② 受託者



おやじ！
オレが**信託専用の財布**で
おやじの財産を管理するよ



③ 受益者



息子よ！
そのお金は私のために使うんだぞ。
車買ったりしちゃダメダメ！！

信託専用の財布



(2) 家族信託

家族信託のイメージ

① 委託者



息子よ！
私の賃貸アパートをお前に託す。



家賃

② 受託者



おやじ！アパート経営はオレに任せろ。
家賃とかは、信託専用の財布で管理するね。

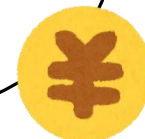


③ 受益者



息子よ！家賃のあがりは、私と妻に
渡してくれ。
あと、財布はしっかり分けるんだぞ。

信託専用の財布



家族信託

ケース1

知ってます？



ケース1

アパート・マンション・ビル・駐車場、
誰かに管理を任せたい方は・・・
不動産管理をまかせる信託があります。

【こんなお客様に最適です】

- ・不動産賃貸業を営んでいますが、年齢的に辛くなってきました。
- ・自分が元気なうちに子供に不動産賃貸業を任せたいのだけど、物件の所有者を変えたりするのは大変です。
- ・後継者の子供に、賃貸オーナーとしての心構えを学ばせるために、何か良い方法はないものか。



不動産管理をまかせる信託を活用すると・・・

- ・物件の所有権等に移さずに、管理だけをご家族等に託すことが出来ます。もちろん、賃料収入はご本人に入ります。
- ・将来的にご本人の健康状態が悪化しても、託されたご家族等の判断で、物件の修繕や処分を行うことが出来ます。
- ・そのまま託したご家族等に物件を相続させることが出来ます。

詳しくは、「城南信用金庫なんでも相談プラザ」まで！
(当金庫で、家族信託預金・融資を取扱っています。)

電話 03-3493-8116



◎ 城南信用金庫

家族信託

ケース2

知ってます？



ケース2

障がいのあるお子様が心配な方には・・・

お子様をお守りできる信託があります。

【こんなお客様に最適です】



- ・障がいのある子供がいます。一生私が面倒を見てあげたいけれど、いつまで身体が持つかが心配です。
- ・夫婦二人暮らしです。お金の管理は私がやっていますが、私が倒れてしまったときが心配です。
- ・子供に浪費癖があって、将来が心配です。

お子様をお守りできる信託を活用すると・・・

- ・信頼できるご家族等にお金を託して「毎月、いくらを渡してください」といった約束をします。
- ・もし、ご自身が倒れてしまわれても、託したお金で、障がいのあるご家族の面倒を見てもらえます。
- ・認知症と診断されると、通常は凍結されて使えなくなりますが、家族信託の預金は凍結されず、託されたご家族等によってお使いいただけます。

詳しくは、「城南信用金庫なんでも相談プラザ」まで！
(当金庫で、家族信託預金・融資を取扱っています。)
電話 03-3493-8116



家族信託

ケース3

知ってます？



ケース3

10年後、20年後、そして相続の時に、
ご家族に心配をかけたくない方には・・・
遺言と同じように使える信託があります。

【こんなお客様に最適です】



- ・友人が、親の相続で兄弟ともめたと聞きました。私の家族は大丈夫かしら。
- ・そろそろ遺言書を作ろうと思っていますが、他にはどんな選択肢があるのでしょうか。
- ・最近、認知症とかが話題になっていて・・・。私に何かあった時に、家族には心配かけたくありません。

遺言と同じように使える信託を活用すると・・・

- ・まず、預金や賃貸不動産等の財産を、ご家族に託します。
- ・託されたご家族は、ご本人の生活のために管理します。
- ・そのまま相続となってしまった場合に備え、託した財産を誰に相続してもらおうか、予め決めておく事が出来ます。
- ・このように、お亡くなりになるまでご本人のために財産を使用して、お亡くなりになった後は、遺言書のように、相続先を決めておくことができます。

詳しくは、「城南信用金庫なんでも相談プラザ」まで！電話
(当金庫で、家族信託預金・融資を取扱っています。)
電話 03-3493-8116



家族信託

ケース4

知っています？



ケース4

先祖代々引き継いでいる大切な財産を、
分散させずに守って行きたい方には・・・
資産を孫まで承継できる信託があります。

【こんなお客様に最適です】



- 所有している不動産は、代々長男が引き継いでいます。これからも長男に引き継いでもらいたいけど、何か良い方法はないかしら。
- 私には息子がいて、その家で男の子が生まれました。男の子の孫ができたので、不動産をその子に継がせたいと考えています。

資産を孫まで承継できる信託を活用すると・・・

- まず、分散させたくない不動産等を、引き継がせたい方に託せます。
- 相続になった時は、託した方に、引き継がれる事になります。
- さらにその財産を、その後誰に引き継ぐようにするか（2次相続）を決めておく事が出来ます。
- 2次相続以降には遺留分がなくなるので、ご希望の方に財産を引き継いでいく事が出来ます。

詳しくは、「城南信用金庫なんでも相談プラザ」まで！
（当金庫で、家族信託預金・融資を取扱っています。）
電話 03-3493-8116



家族信託

ケース5

知ってます？



ケース5

お子様のいないご夫婦をお守りするには・・・

夫婦のための信託があります。

【こんなお客様に最適です】



- ・夫と二人暮らし、子供はいません。将来の事を考えると不安な気持ちになります。
- ・これからも、夫婦二人で暮らすのに、誰かにお金の管理をお願いできないでしょうか。
- ・私たちの財産を誰に残そうか、悩んでいます。

夫婦のための信託を活用すると・・・

- ・まず、お二人の財産を、信頼できる方に託します。
- ・託された方は、ご夫婦のためにその財産を管理して、ご夫婦のために使います。
- ・ご夫婦がお亡くなりになってしまった後、その財産を意中の方に引き継いでもらう、または慈善事業へ寄付する等、様々な選択肢を決めておく事が出来ます。

詳しくは、「城南信用金庫なんでも相談プラザ」まで！
(当金庫で、家族信託預金・融資を取扱っています。)
電話 03-3493-8116



(2) 家族信託

家族信託は贈与と違います

贈与だと...



贈与



贈与税!

家族信託だと...



信託



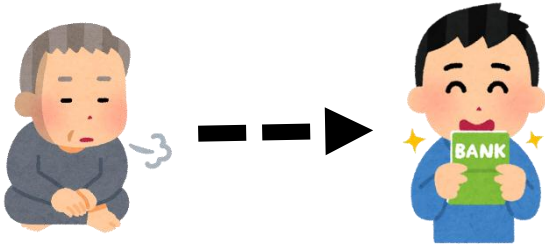
贈与税なし!

- ・財産は息子に託すのであって、あげる訳ではありません。
- ・実質はお父さんの財産なので、税金関係はお父さんになります。
- ・不動産の場合は信託の登記を行います。

(2) 家族信託

家族信託のメリット

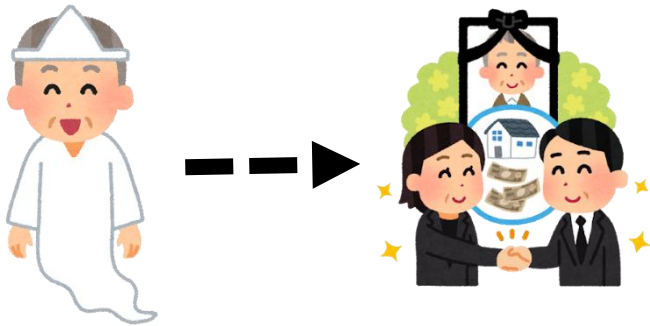
1. 委託者が認知症になっても、預金口座が凍結されません



- ・信託した預金は、息子さんが専用口座で管理します。
- ・信託した日から、入出金は息子さんが行います。
- ・家族信託口座を扱っている金融機関で対応してくれます。



2. 委託者が亡くなった場合、遺言書のように、誰に継がせるかを決めておく事ができます。



- ・息子さんに託した財産(預金や不動産)を、誰に継がせるか決めておくことができます。
- ・遺言書と同等の効果があります。
- ・その先の相続(2次3次相続)まで、誰に継がせるか決めておくことができます。

(2) 家族信託

家族信託の注意点

1. 税金が安くなるものではありません



- ・家族信託をしても相続税は安くなりません。
- ・税金は、財産(お金)を使う人にかかります。

2. 信託した財産にのみ有効です



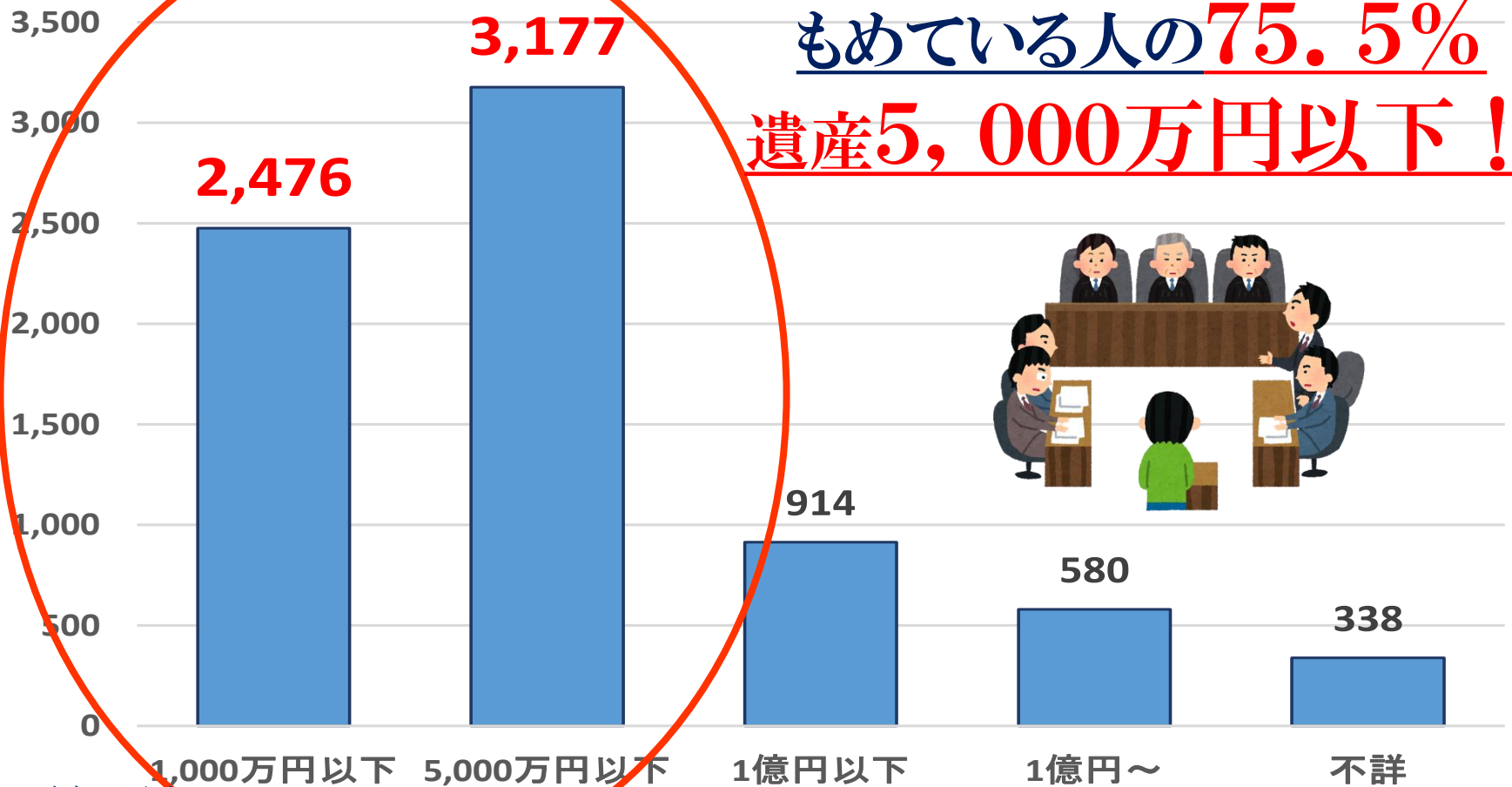
- ・全ての預金に有効でなく、信託した預金にのみ有効です。
→後見制度は全ての預金に有効です。
- ・遺言的な効果は、全財産でなく信託した財産にのみ有効です。
→遺言書は、記載した全ての財産に有効です。

遺言書の作成を検討しませんか？

(3) 遺言書

遺産分割事件の遺産の内訳 (H28・家庭裁判所)

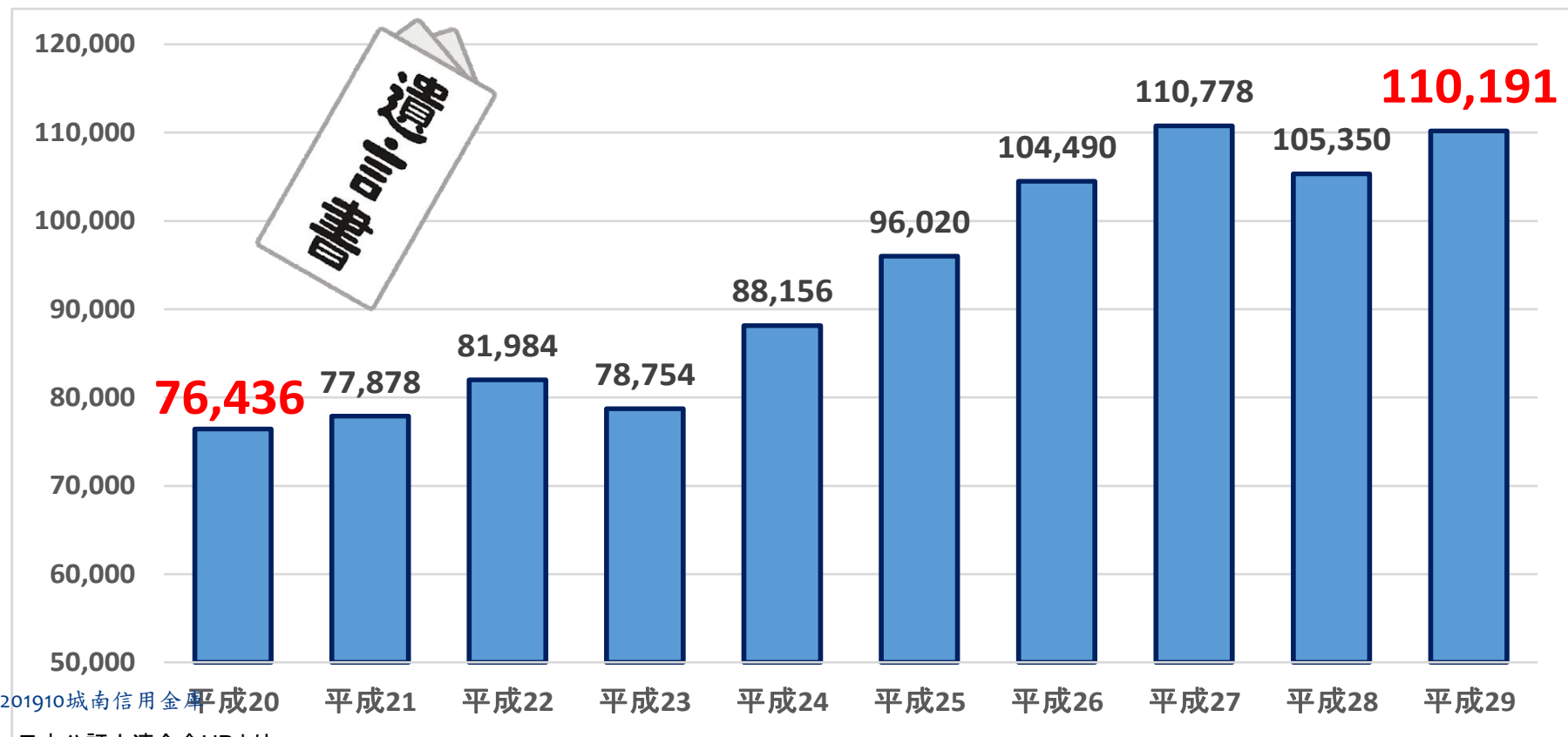
もめている人の75.5%
遺産5,000万円以下!



(3) 遺言書

公正証書遺言作成件数

平成29年 110,191件



(3) 遺言書

遺言書を作成しておきませんか？

1. 遺言書は主に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります



- ・公正証書遺言は、税理士や弁護士などの専門家に作成を依頼します。作成後は、公証人が立会い、公に認められたものとなるので安心です。
- ・自筆証書遺言は、自分で作成して保管しておきます。
(2020年7月～自筆証書遺言保管制度が開始)

2. ご自身の大切な財産を、誰に受け取って欲しいか決めておくことができます。

3. 残されたご家族が、揉める事なく、スムーズな相続が可能となります。

4. 遺言執行者を決めておくと、更に安心です。



(4) 生命保険

平成27年に相続税基礎控除の 改正がありました。

(改正前)

$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の人数})$



(改正後)

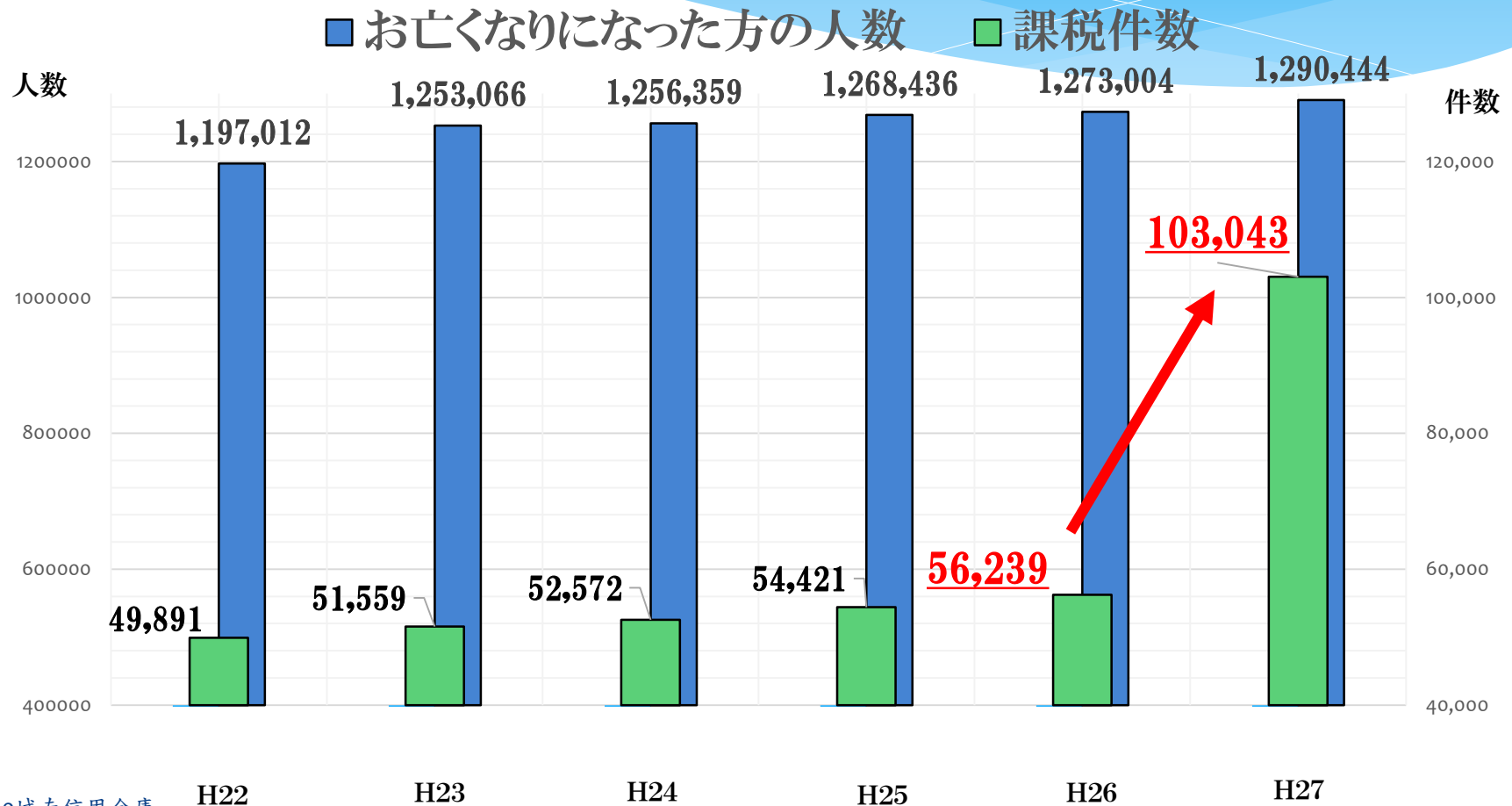
$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の人数})$

相続税を納める件数はどの程度増えたのでしょうか？
人口の高齢化は、どう影響しているのでしょうか？



(4) 生命保険

お亡くなりになった方の人数と 相続税の課税件数



(4) 生命保険



相続の状況

年	H7	H12	H17	H22	H27
相続人の人数	3.72	3.55	3.33	3.08	2.86

20年前は、3.72人で行っていた相続手続きを、最近では2.86人で行っている。



人数が減れば、もめなくなるかもしれないが、..

相続税で苦勞するポイント

- ①相続税は10カ月以内に現金で一括納付しなくてはならない。
- ②預貯金は遺産分割の対象になってしまって下ろせない。
- ③相続財産の43% (2015年国税庁統計より) は、分けられない不動産。

(4) 生命保険

そこで生命保険が活用できます

生命保険がおすすりめできるポイント

- ①受取人からの請求で、すぐに保険金を受け取れます。
- ②生命保険は遺産分割の対象ではありません。



保険契約者
被保険者



受取人

受け取り請求をしたら、兄弟と遺産分割協議をしないで、保険金を受け取れたよ。

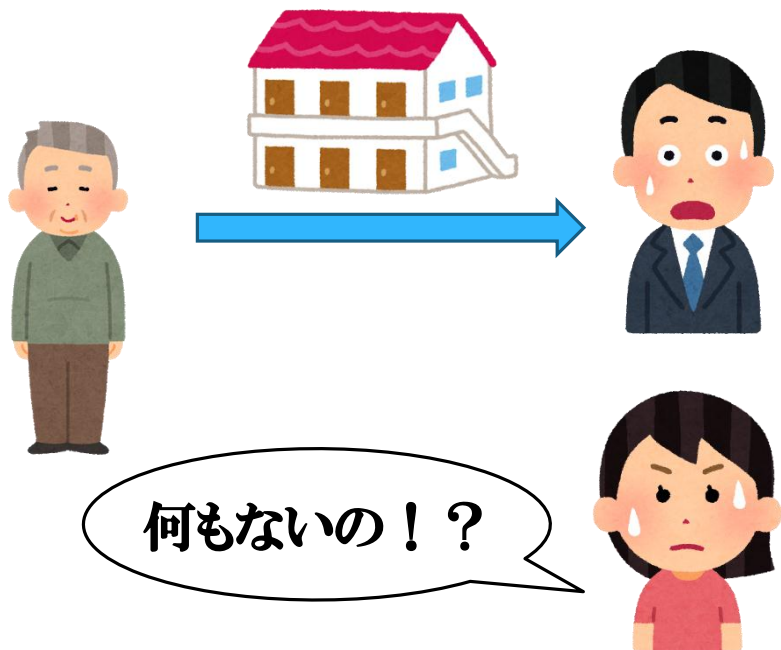
(4) 生命保険

生命保険がおすすりめできるポイント

生命保険がおすすりめできるポイント

③ 遺留分の支払いに使えます。

不動産は分けられません。



生命保険を上手く使えば、



(4) 生命保険

生命保険がおすすめできるポイント

生命保険がおすすめできるポイント

④受取人を自由に決めることができます。



苦勞を共にした妻へ



家業を継ぐ息子へ



離れて暮らす娘へ



かわいい孫へ

生命保険がおすすめできるポイント

⑤非課税枠があります。

「500万円×法定相続人の数」が非課税

法定相続人が3人なら500万円×3人=1500万円